

教育・保育給付認定変更申請書（兼届出事項変更届）

墨田区長 あて

保育の必要量等を変更するため、子ども・子育て支援法第23条第1項の規定による教育・保育給付認定の変更について申請します。

住所、連絡先等が変更となったため、子ども・子育て支援法施行規則第15条第1項の規定により届け出ます。

記入日： 年 月 日

現住所		墨田区			
電話番号		自宅	携帯(父)	携帯(母)	
保護者	続柄	氏名	生年月日	年齢	職業等
	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
申請児童	続柄	氏名	生年月日	クラス年齢	在園施設名等
	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ

(1) 変更事項等

変更事項・変更理由	該当者(続柄)	事象発生日	添付必要書類
転居(区内)		年 月 日	
就職・転職(就労先の変更)		年 月 日	就労証明書又は就労状況申告書
退職(退職後求職活動)		年 月 日	解雇の場合は離職票
産前休暇の開始		年 月 日	親子健康手帳のコピー (表紙・分娩予定日のわかるページ)
育児休業の開始又は復職		年 月 日	育児休業証明書又は復職証明書
結婚		年 月 日	新たに児童の保護者となった者の就労証明書及び住民税課税証明書
離婚		年 月 日	離婚届受理証明書又は戸籍謄本等
その他 ( )		年 月 日	特記事項:

(2) 保育必要量(保育時間)の変更

保育必要量	変更前	変更後
	保育標準時間・保育短時間	保育標準時間・保育短時間
変更希望日	年 月 1日から	

求職活動中又は育児休業中の保育必要量は、「短時間」しか選択できません。

在園児童の兄弟姉妹の育児休業の終了に伴い、在園児童の保育必要量を標準時間に変更する場合も、この申請が必要となります。

原則、申請のあった月の翌月以降からの変更となります。

教育・保育給付認定変更申請書（兼届出事項変更届）

墨田区長 あて

保育の必要量等を変更するため、子ども・子育て支援法第23条第1項の規定による教育・保育給付認定の変更について申請します。

住所、連絡先等が変更となったため、子ども・子育て支援法施行規則第15条第1項の規定により届け出ます。

記入日：2年4月18日

現住所	墨田区 吾妻橋 1-23-20-101			
電話番号	自宅 03 - -	携帯(父) 090 - - x x x x	携帯(母) 080 - -	
保護者	続柄 氏名	生年月日	年齢	職業等
	フリガナ スミダ タロウ 墨田 太郎	昭和 59・4・15	36 歳	会社員
母	フリガナ スミダ ハナコ 墨田 花子	昭和 59・7・22	35 歳	会社員
	続柄 氏名	生年月日	クラス年齢	在園施設名等
申請児童	フリガナ スミダ イチロウ 墨田 一郎	平成 29・5・5	2 歳	× 保育園
	フリガナ	.	歳	

(1) 変更事項等

変更事項・変更理由	該当者(続柄)	事象発生日	添付必要書類
<input checked="" type="checkbox"/> 転居(区内)	父・母 本人	2年 4月 16日	
就職・転職(就労先の変更)		年 月 日	就労証明書又は就労状況申告書
退職(退職後求職活動)		年 月 日	解雇の場合は離職票
産前休暇の開始		年 月 日	親子健康手帳のコピー (表紙・分娩予定日のわかるページ)
<input checked="" type="checkbox"/> 育児休業の開始又は復職	父	2年 4月 3日	育児休業証明書又は復職証明書
結婚		年 月 日	新たに児童の保護者となった者の就労証明書及び住民税課税証明書
離婚		年 月 日	離婚届受理証明書又は 戸籍謄本等
その他 ( )		年 月 日	特記事項:

(2) 保育必要量(保育時間)の変更

保育必要量	変更前	変更後
		保育標準時間・保育短時間
変更希望日	2年 5月1日から	

求職活動中又は育児休業中の保育必要量は、「短時間」しか選択できません。

**在園児童の兄弟姉妹の育児休業の終了に伴い、在園児童の保育必要量を標準時間に変更する場合も、この申請が必要となります。**

原則、申請のあった月の翌月以降からの変更となります。